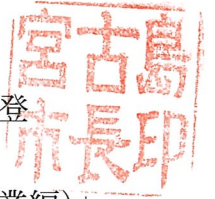


次のとおりエコアイランド宮古島推進計画策定支援委託業務の企画提案募集を公告する。

令和 8 年 6 月 5 日

宮古島市長 嘉数 登



1. 募集趣旨

本市では、「エコアイランド宮古島推進計画」、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」及び「環境モデル都市行動計画」を統合し、令和 9 年度を初年度とする新たな「エコアイランド宮古島推進計画」を策定することとしている。この新たな計画においては、エコアイランド宮古島推進に係る諸課題の抜本的な解決を図り、より一層実効性のある計画へと発展させる必要があることから、委託業務を実施する者を選定するための企画提案を募集する。

2. 業務名

エコアイランド宮古島推進計画策定支援委託業務（以下「本業務」という。）

3. 応募資格

(1) 単独企業として応募する場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 会社更生法（昭和 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始がなされていない者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 本業務の公告日から契約締結日までの間において、宮古島市工事請負契約に係る指名停止等の措置及び指名停止審査会に関する要領（平成 21 年宮古島市告示第 69 号）による指名停止等の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 法人及びその代表者が国税、県税、市区町村税、その他納付すべき公金を滞納していない者であること。
- ⑦ その他、法令等に違反していない又は違反する恐れがない者でこと。

(2) 共同企業体として応募する場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 個々の構成者が、上記 3. (1) の全てを満たしていること。
- ② 共同企業体の設置に関する協定書（任意様式）を締結していること。
- ③ 構成者の中から共同企業体の代表企業を定めていること。なお、個々の構成者（代表企業を含む。）は、本業務に係る単独企業として、又は別の共同企業体の構成者として応募することはできない。

4. 応募の手続き等

(1) 公募期間

公募開始日 令和8年6月5日(金)
公募締切日 令和8年7月2日(木) 17時必着

(2) 提出先

宮古島市役所 環境衛生局 エコアイランド推進課 宛
〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地 宮古島市役所2階

(3) 提出資料

企画提案応募申請書兼誓約書、業務実績書、業務実施体制、その他必要な添付書類(詳細は実施要領を確認すること)

(4) 提出方法

必要書類を郵送、託送または持参にて提出すること。

5. その他

(1) 本公告に関する情報は、市ホームページにも掲載する。

(2) 応募の際は、市ホームページに掲載の実施要領に基づき、企画提案応募申請書兼誓約書、業務実績書、業務実施体制、その他必要な添付書類を提出すること。